

## 下関市衛生検査センター庁舎清掃及び器具等洗浄業務仕様書

下関市衛生検査センター庁舎清掃及び器具等洗浄業務仕様書は、下関市衛生検査センター庁舎清掃業務仕様書（業務 1）及び下関市衛生検査センター器具等洗浄業務仕様書（業務 2）のとおりとする。

（業務 1 及び業務 2 共通）

1. 委託期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとする。
2. 業務実施場所は、下関市衛生検査センター（試験検査課）（下関市武久町二丁目 6 番 1 号）とする。
3. 定期清掃日を除く業務実施日は、委託期間のうち、月曜日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を固定の休日とし、詳細は予定表のとおりとする。予定表の業務実施日を変更する場合及び定期清掃日については、事前に下関市と受託者が協議の上決定する。
4. 業務の実施時間は 3 時間とし、時間帯は原則 9 時から 12 時までは業務 2、13 時から 16 時までは業務 1 とする。ただし、実施時間帯・業務は、事前に下関市と受託者が協議の上、変更することができる。
5. 受託者は、報告書を提出し、下関市は、委託料を 4 回に分けて 4 半期毎に支払うこととする。
6. 業務の実施中、破損又は異常等を発見したときは、直ちに報告すること。
7. 業務にあたっては、次の事項に十分注意して安全に実施すること。
  - (1) 来庁者及び職員の業務遂行に支障のないよう配慮すること。
  - (2) 業務場所では、静粛かつ衛生及び火気の取扱いに十分注意すること。
  - (3) 備品、器具及び器物等については、丁寧に取り扱うこと。
  - (4) じん芥を飛散させないこと。
  - (5) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は使用しないこと。
  - (6) 水を使用する際は、機械設備等を濡らさないこと。
  - (7) 電気、水道を使用する際は、節約に努めること。
  - (8) その他細部について必要な事項は、連絡し、処理すること。
8. その他必要な事項については、下関市と受託者の協議により決定する。

(業務1)

1. 業務は、清掃業務基準表（別表1）（以下「基準表」という。）に基づき行うものとする。また、実施範囲等については、図面（図面1～5）を参照のこと。清掃方法については基準表により建物構造並びに対象物に最も適した方法で誠実かつ丁寧に実施すること。
2. 受託者は、定期清掃実施工程及びその方法をあらかじめ定め、これによる業務実施計画を事前に報告すること。
3. 業務に使用する材料及び備品等は、すべて品質良好のものとし、清掃に最も適したものを使用すること。また、これらの調達は受託者の負担とし、電気、水道、ガス、トイレットペーパー及び手洗用石鹼液は、下関市の負担とする。
4. 業務の実施にあたって、下関市の所有する建物及び備品その他に対し損害を与えた場合は、受託者の負担により原状回復すること。

(業務2)

1. 受託者は、下関市衛生検査センターの微生物・臨床・食品化学・環境試験検査で使用した器具、機材及び用具等について洗浄・整理などを行うものとする。参考として次の表に主な器具及び平均的な1月当たりの器具洗浄量を示す。

|         | 種類 (容量)             | 平均的な1月当たりの器具洗浄量 |
|---------|---------------------|-----------------|
| 微生物・臨床  | 平底フラスコ (500mL~2L)   | 50 本            |
|         | 試験管                 | 1000 本          |
|         | シリンダー (100mL~500mL) | 25 本            |
|         | ファンネル               | 50 個            |
| 食品化学・環境 | 採水容器 (1L~3L)        | 100 本           |
|         | ビーカー (100mL~2L)     | 100 個           |
|         | コニカルビーカー (100mL~2L) | 100 個           |
|         | メスシリンダー (50mL~1L)   | 50 本            |
|         | 比色管 (10mL~50mL)     | 500 本           |
|         | 分液ロート (100mL~200mL) | 50 個            |
|         | フラン瓶 (100mL)        | 100 個           |

2. 採水で使用した用具 (長靴、ライフジャケット及び合羽) の洗浄・整理を行うものとする。この業務においては、実施時間の指定はないものとする。

以上